人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―三―四三

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事務総局に置く課、室及び局の設置） **第四条**　事務総局に、次の五課、一室及び四局を置く。 （略） 総合政策課 （略） （削る） （略） （課長、室長及び局長の設置） **第五条**　前条の各課に課長を、情報管理室に室長を、各局に局長を置く。 （サイバーセキュリティ・情報化審議官） **第八条の三**　（略） ２　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の三第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。 （総務課の所掌事務等） **第九条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　公文書類の審査（総合政策課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。 四～十三　（略） 十四　総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。 十五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 十六　人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。 十七　人事院の保有する情報の公開に関すること。 十八　人事院の保有する個人情報の保護に関すること。 十九・二十　（略） ２　総務課に、広報室及び公文書監理室を置く。 ３　前項の各室に、室長を置く。 ４　広報室は第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務を、公文書監理室は同項第十四号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。	（事務総局に置く課、室及び局の設置） **第四条**　事務総局に、次の五課、二室及び四局を置く。 （略） 企画法制課 （略） 公文書監理室 （略） （課長、室長及び局長の設置） **第五条**　前条の各課に課長を、各室に室長を、各局に局長を置く。 （サイバーセキュリティ・情報化審議官） **第八条の三**　（略） ２　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。 （総務課の所掌事務等） **第九条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　公文書類の審査（企画法制課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。 四～十三　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） 十四・十五　（略） ２　総務課に、広報室を置く。 ３　広報室に、室長を置く。 ４　広報室は、第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。